

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年2月13日
【四半期会計期間】	第94期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	日本伸銅株式会社
【英訳名】	NIPPON SHINDO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 孝之
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区匠町20番地1
【電話番号】	堺 (072)229 - 0346 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 木本 道隆
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区匠町20番地1
【電話番号】	堺 (072)229 - 0346 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 木本 道隆
【縦覧に供する場所】	日本伸銅株式会社 東京支店 （東京都墨田区錦糸1丁目2番地1号 アルカセントラル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期 累計期間	第94期 第3四半期 累計期間	第93期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	11,497	10,953	15,372
経常利益 (百万円)	201	380	416
四半期(当期)純利益 (百万円)	543	270	844
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,595	1,595	1,595
発行済株式総数 (千株)	23,700	2,370	23,700
純資産額 (百万円)	4,775	5,321	4,978
総資産額 (百万円)	10,488	10,530	9,688
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	230.20	114.51	357.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.5	50.5	51.4

回次	第93期 第3四半期 会計期間	第94期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.71	9.90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 平成28年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、世界経済の回復を足がかりにした輸出が主導する形での緩やかな景気回復局面にありました。労働力市場では、有効求人倍率が高まり、失業率は低下しました。当社の主要原材料である銅の相場価格は、一昨年の6月以降一貫して下降基調にありましたが、昨年11月の米国大統領選挙直後に反転・急騰しました。

この結果、当社の当第3四半期累計期間の業績は以下のとおりとなりました。

販売数量は20,377トン（前年同四半期比15.7%増加）となり、売上高につきましては109億53百万円（同4.7%減少）となりました。収益面につきましては、営業利益は5億63百万円（前年同四半期は1億64百万円の損失）、経常利益は原料相場のリスクヘッジのためのデリバティブ損失1億11百万円などを営業外費用に計上したため、3億80百万円（同89.0%増加）となり、四半期純利益は抱合せ株式消滅差益（前年同期は3億46百万円）を計上しなかったことなどにより、2億70百万円（同50.3%減少）となりました。

当社は伸銅品関連事業の単一セグメントとしております。伸銅品関連事業の部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### （伸銅品）

当社の主力製品である伸銅品は、販売数量19,870トン（前年同四半期比15.4%増加）、売上高は101億56百万円（同5.7%減少）となりました。

#### （伸銅加工品）

伸銅加工品は、販売数量217トン（前年同四半期比18.0%増加）、売上高は3億35百万円（同4.6%増加）となりました。

#### （その他の金属材料）

その他の金属材料は、販売数量は289トン（前年同四半期比41.8%増加）、売上高は4億62百万円（同14.9%増加）となりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

当社では「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」を定めております。その概要は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、昭和13年創業の黄銅棒メーカーであります。創業以来70余年間に培った高品質と安定供給体制の完備により、当社製品は多数の優良機械・金属メーカー等のユーザーに支持され、信用を築いてまいりました。当社は現在、企業価値の向上を目指し経営計画を策定し鋭意これを実行しております。経営計画を着実に実行していくことが当社の中・長期的な企業価値を向上させ、ひいては長く株主の皆様のご期待に応えることになると確信しております。

そして当社の中・長期的な企業価値向上のためには万一、濫用的な買収者によって実行中の施策や方針が不合理に頓挫させられることのないように、適切かつ合理的な措置を講じておく必要があると考えております。

### 不適切な支配の防止のための取り組み

当社株式は上場株式として自由に売買できますが、時として短期的な利益を追求するグループ等による大規模買収が、株主の皆様の結果として不利益を与える恐れがあります。大規模買収者が現れた場合に、買収に応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるものと考えております。そこで買収提案がなされた時に株主の皆様が十分な情報と時間の下に適切にご判断いただけるよう、また、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為への対策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を平成18年1月16日の取締役会において決定、公表し、更新した概要を情報公開するとともに毎年の定時株主総会において株主の皆様にご報告いたしております。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の大規模買収者に対しては買収者の概要、買収目的、買付価格の算定根拠、買収資金の裏付け、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの大規模買付ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大規模買収者が現れ次第、外部の有識者3名で構成する「諮問委員会」を招集し、提供された情報を基に、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果や代替案等を発表いたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様に、買収に応じるか否かを適正に判断していただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の見解を提供し、場合によっては代替案の提示を示す等の機会を保障することを目的としています。適時に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしてまいります。

また、大規模買収者が大規模買付ルールを遵守しない場合または、当該大規模買付行為が当社および当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株予約権の発行等の対抗措置を取ることがあります。なお、買収防衛策として株主割当により新株予約権を発行する場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は2株であります。（ただし、大規模買収者には新株予約権の行使を認めません。）

### 不適切な支配防止のための取り組みについての取締役会の判断

大規模買収者に要請する大規模買付ルールに基づく各種資料の開示を通じて、当社に対する大規模買収者の概要、具体的な資金スキームおよび買収後の当社に対する経営方針等々が明らかになり、株主の皆様の判断材料が充実したものになります。

当社取締役会としては、上記の対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社の取締役の任期は1年であり、上記「株式会社の支配に関する基本方針」は必要に応じて見直すこととしております。

## (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注)平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行可能株式総数は72,000,000株減少し、8,000,000株となっております。

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,370,000	2,370,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	2,370,000	2,370,000	-	-

(注)1 平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行済株式総数は21,330,000株減少し、2,370,000株となっております。

2 平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日 (注)	21,330	2,370	-	1,595	-	290

(注)平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行済株式総数は21,330,000株減少し、2,370,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 92,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,546,000	23,546	-
単元未満株式	普通株式 62,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	23,700,000	-	-
総株主の議決権	-	23,546	-

- (注) 1 平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行済株式総数は21,330,000株減少し、2,370,000株となっております。
- 2 平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本伸銅株式会社	大阪府堺市堺区匠町20番地1	92,000	-	92,000	0.39
計	-	92,000	-	92,000	0.39

- (注) 平成28年6月27日開催の第93回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合及び1,000株を100株にする単元株式数の変更を行っております。これにより当第3四半期会計期間末の自己株式数は、9,383株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	315	316
受取手形及び売掛金	3,622	2,346
電子記録債権	660	2,100
商品及び製品	460	550
仕掛品	703	926
原材料及び貯蔵品	399	623
その他	62	90
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	6,224	6,974
固定資産		
有形固定資産		
土地	2,078	2,078
その他	649	644
有形固定資産合計	2,727	2,722
無形固定資産		
投資その他の資産	10	9
その他	725	823
投資その他の資産合計	725	823
固定資産合計	3,464	3,556
資産合計	9,688	10,530
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	883	2,109
短期借入金	2,860	3,000
未払法人税等	22	75
賞与引当金	64	34
その他	314	481
流動負債合計	4,145	4,649
固定負債		
退職給付引当金	47	44
環境対策引当金	43	21
その他	473	494
固定負債合計	564	559
負債合計	4,709	5,209
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,595	1,595
資本剰余金	290	290
利益剰余金	3,074	3,345
自己株式	16	16
株主資本合計	4,943	5,214
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34	107
評価・換算差額等合計	34	107
純資産合計	4,978	5,321
負債純資産合計	9,688	10,530

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	11,497	10,953
売上原価	11,206	9,879
売上総利益	290	1,074
販売費及び一般管理費	455	511
営業利益又は営業損失( )	164	563
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	167	21
デリバティブ利益	159	-
デリバティブ評価益	9	-
環境対策引当金戻入額	35	-
その他	7	1
営業外収益合計	381	23
営業外費用		
支払利息	10	2
売上割引	2	4
デリバティブ損失	-	111
デリバティブ評価損	-	87
その他	2	1
営業外費用合計	15	206
経常利益	201	380
特別利益		
固定資産売却益	7	1
抱合せ株式消滅差益	346	-
特別利益合計	353	1
特別損失		
固定資産除却損	0	-
投資有価証券売却損	1	-
損害賠償金	7	-
特別損失合計	8	-
税引前四半期純利益	546	381
法人税等	3	111
四半期純利益	543	270

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
(会計方針の変更) (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
(税金費用の計算) 税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形割引高	348百万円	504百万円

2 四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権

四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	- 百万円	22百万円
割引手形	- 百万円	310百万円
電子記録債権	- 百万円	45百万円
支払手形	- 百万円	8百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	335百万円	120百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 前第3四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

当社は、伸銅品関連事業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

2 当第3四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

当社は、伸銅品関連事業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	230円20銭	114円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	543	270
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	543	270
普通株式の期中平均株式数(株)	2,360,881	2,360,769

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 平成28年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月13日

日本伸銅株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本伸銅株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第94期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本伸銅株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。